

平成22年度第3回習志野市社会教育委員会議事録

日 時：平成22年12月17日（金） 午後3時00分から午後5時00分まで

場 所：教育委員会1階大会議室

出席委員：三幣 芳夫委員・鈴木喜代秋委員・鮎川 由美委員・山本 文男委員
三代川寿朗委員・春名 和美委員・榎 英子委員・秋山奈穂子委員
朝倉 征夫委員

欠席委員：武田 光広委員

出席職員：吉川経営改革推進室長・藤田生涯学習部長・早瀬生涯学習部次長・及川生涯学習部副技監
星社会教育課長・松岡生涯スポーツ課長・寄主青少年課長
田久保青少年センター所長・岡野菊田公民館長・井澤大久保図書館長
生涯スポーツ課 関主幹・青少年課 浅野目主幹
社会教育課 河栗係長・増田主事補

会議次第

1. 委員長挨拶
2. 生涯学習部長挨拶
3. 議事録署名人選出

委員長から、鮎川由美委員と榎英子委員を指名

4. 平成22年度第2回習志野市社会教育委員会議事録の承認について
～議事～

5. 報告事項

- (1) 習志野市が取り組む経営改革と公共施設老朽化問題について

経営改革推進室長から習志野市が取り組む経営改革と公共施設老朽化問題について説明

- (2) 第41回関東甲信越静社会教育研究大会【東京大会】参加報告

委員から大会内容について報告

現在、独居老人だけでなく、20歳代～30歳代の若者が孤独死していく現状がある。このような無縁社会は、社会教育が望んだ結果ではなかった。人に迷惑をかけずに生きていくのではなく、迷惑をかけてもいいのが社会教育である。子育て支援、若者支援、高齢者支援を通じて人と人がもっと支えあい、かかわりあう地域づくりをしていかなければならないと感じた。

【報告事項に関する質疑】

委員

自治体として投資は行っているのか。

経営改革推進室長

財源への投資又は資金運用ということかと思うが、公的資金というものは安全第一であるので社債を買う等ということはなかなかできないが、国債を若干買っている。

委員

指定管理者制度もある意味では経済の活性化ととれる点があるが、例えば「楽市楽座」のような、扶助費を軽減する施策は経営改革プランに盛り込まれているのか。

経営改革推進室長

経営改革プランの中の大きな柱の一つに、“市民協働・公民連携の推進”ということで、やはり全ての公共サービスを行政が担うということは不可能な時代になっているので、市民の力でこのような部分を担ってもらえる方策について様々な工夫をしようということはプランの中に入っている。

6. 協議事項

(1) 習志野市図書館への指定管理者制度導入について

(教育委員会からの諮問事項)

- ①大久保図書館を除く4図書館の指定管理者制度導入に関するアンケートの結果を社会教育課長から説明

【質疑】

委員

指定管理者側が赤字でつぶれてしまった場合、どのような対応を図るのか。

社会教育課長

指定管理者には、一定期間内に各社から提案をしてもらう。

この時に会社の財務諸表も添付資料として提出してもらい、選定の点数に反映する。しかし、指定管理者になった後に大きな景気変動によって会社が傾く可能性もあると考えられる。

これについては、指定管理者からの定期的な財務諸表の報告をしてもらい、継続的にチェックをしていく。

委員

P, 7資料の中に、各館が特徴をもった図書館にしたいということが書いてあるが、業者を選ぶ際に、4つの図書館バラバラに選ぶのか、一つの指定管理者にするのか。

社会教育課長

4館を一つの指定管理者に管理してもらおうと考えている。

また、募集要項の中で習志野市としては各館にこういう特色を持たせているということを書く。

指定管理者からは、それを踏まえたうえで提案してもらい、それぞれの館の蔵書構成を理解したものかどうかを判断する。

委員

指定管理者制度導入に対しての不安だが、今まで市の職員に対しては物申すことができたことが、民間の管理になることによってできなくなることが考えられる。

社会教育課長

指定管理者制度を導入したとしても図書館が市立図書館であることには変わらないので、要望等に関して我々市としても、調査・事実確認をし、改善の指導あるいは指定の取り消しもあり得ることになる。

委員

サービスの向上・充実が指定管理者の最大のメリットであることが強く打ち出されていると感じる。

確かに、役所に比べて間違いなく民間企業の方がサービスに長けている。

今現在、指定管理者制度を導入している施設では、谷津干潟は社団法人が、コミュニティセンターは地域のボランティアが運営委員会を立ち上げて管理をしている。

谷津干潟の観測センターは入館料を取るのので、いろんな企業努力をして来客数を増やすことが館の増収につながっている。

一方、地域ボランティアが指定管理者のコミュニティセンターに関しては、部屋の貸出金額は行政から定められている。

そして今回の図書館の場合は図書館法で貸し出しは無料であり、企業努力に伴うサービス向上によって、何千人から何万人の利用者が増えたときの、その企業にとってのインセンティブは何なのかが疑問に思える。

指定管理料収入はあるが、売り上げがあるわけではない。

固定の管理料の中で、利用者が増え忙しくなるということは、企業にとって非常に利益相反なことである。

無料の図書館において、民間のサービスに非常に期待していると言う割には、サービス向上に対するインセンティブが明確には示されていない。

生涯学習部次長

インセンティブを導入している図書館は確かにある。

数年前に桑名市がPFI（private finance initiative）を導入し、複合施設の建設と運営を民間が行っている。

このPFIは、銀行と建設会社と図書館業務に携わっている企業体とがグループを構成して実施し、その中の図書館部分については図書館流通センターが管理運営を行っているが、そこにおいて何人以上の利用があれば指定管理料を上げるというインセンティブが取り入れられたと話で聞いている。

それに対し今回、指定管理者制度を導入している近隣あるいは都内において、インセンティブはどこも導入していない。

では、指定管理者が一定の指定管理料の中でどのように運営しているかという点、現在、かなりの数の学生の方が、司書資格を持ちながら、なかなか行政関係の職につけない現状があるとともに、多くの図書館で職員の高齢化など人件費が増大してきていることもあり、指定管理者と行政で人件費のかい離が生じることで、図書館の管理運営を専門業者が行っていると思われる。

委員

PFIのケースは理解できた。しかし、就職難における受け皿となることとサービスの向上がどう結びつくのかが分かりづらかった。

公設民営という考え方には大賛成だが、指定管理者側のメリットが見えてこないと分かりづらい。

生涯学習部次長

今私たちが積算している指定管理料には、利益分も含まれている。

利益相反に関しては、すでに指定管理者として実績をあげている民間方のノウハウであるとする。

委員

利用が増えることが利益に繋がっていくからサービスにコストをかけられるというのが民間の考え方なのだが、利益まで確保されている中で試算されているのであれば、指定管理者に管理を任せることによって、利用者が減るようであれば、いくらコスト削減だといっても意味のないことであるから、そのへんのバランスをどう考えているのか伺いたい。

生涯学習部次長

公務員は自治法の中で仕事をしている、一方民間の方々は労働基準法の中で働いている。

そのような勤務体制の違いから、私たちとは異なったコストの削減というのがあるのかではないかと考える。

委員

委託された業者がどうすれば頑張るかという、やはり、継続ということなのではないか。日々の業者の努力が、次期審査においてポイントになるというような具体的なことをきちんと示されれば、民間企業にしても、継続して契約ができるということは重要なことであるから、そのようなことを整理する必要がある。

また、その際に評価をどうするのが非常に重要になってくる。大久保図書館が中心館として、他の4図書館を評価するシステムというものも組み込むような考え方も必要だ。

②三菱総研の『図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書』について社会教育課長から説明

【質疑】

委員

指定管理者制度を導入する上で、習志野市が公立の図書館をどのような方向にもっていきたいのかが大事だ。

貸出冊数が非常に伸びてきたということはいいことだが、あまりにもその数字だけを追求していくことは市役所で貸本屋をやっているようにも感じる。

そのために、人を増やし、お金を増やすということよりも、公立図書館でなければできないことがあるのではないか。

習志野市が、公立図書館として現在あるものをこれから先どういった方向に持っていくのかをしっかりと明示したうえで、そのビジョンが達成できることを評価観点とする形をとり、一年ごとにそれを評価するのがいいのではないか。

生涯学習部次長

図書館の役割の第一として、市民が平等に知る権利を持つということが挙げられる。

その中で、図書においては際限なく出版されており、動きが早く、数も求められている。そのすべてを個人が購入することはまず不可能に近い。

そのような資料提供ということも、公共図書館に求められている役割の一つであると考え。

しかしながら、日本図書館協会、国・県についても、貸出冊数とか、登録人数等で

図書館の指標を図ってきた経過があるので、図書館全体として、方向性を定めていかなければいけない。

習志野市の図書館としても、地域課題に対応できる情報提供を行えるように検討を進めていきたい。

また、先ほどの委員への補足をさせていただく。サービスの質の低下があるのではないかという話があったが、毎年、モニタリングという形で評価を行い、改善の指導をするので、それは避けることができると考えている。

委員

サービス低下によって指定管理者を交代させることは簡単である。

先ほどから聞いているのは、決まった管理料の中で、コストをかけた上でのサービス向上による指定管理者側のメリットが何かということである。

生涯学習部次長

ここ数年で、図書館の指定管理者への参入は増加している。

指定管理者としての実績をあげることにより、今後の事業経営の拡大にもつながることが一つのメリットにもなると考える。

委員

民営化というのは、追求していくと公務員制度の意味が問われてくる。

また、個別習志野市としては財政面でメリットがあるかもしれないが、国としての体制が問われる。財務状況の改善に取り組む必要がある。リーマンショックの再現が行われる危機が目の前にある。

また、図書館について世代間を超えて交流をできる環境作りをしていく必要もある。

委員長

本日の協議でだされた様々な意見を踏まえ、答申案を作成する。

答申案の作成については、全員が集まって作成するという事は困難なので、委員長、副委員長に一任していただき、次回の会議で提案するという事にしたい。

7. 平成22年度第4回・5回習志野市社会教育委員会議の日程について

年度内にあと2回開催

日程は、後日、事務局で調整のうえ各委員へ連絡

～閉会～